

## 仙台東照宮本殿より発見された墨書銘について

仙台東照宮（仙台市東照宮一丁目6-1所在）は仙台藩二代藩主伊達忠宗の創建になるもので、うち本殿・唐門・透塀・隋身門・石灯籠・石鳥居は国指定重要文化財、手水舎は宮城県指定有形文化財に指定されている。<sup>①</sup>

ところで、これらは江戸初期（承応3年：1654年）の建立に成るものがほとんどであることから建立後三百余年を経、老朽化が目立ち破損もひどく、昭和52～55年度にかけて国庫補助事業として文化庁建造物課の指導のもとに保存修理工事が行なわれた。<sup>②③</sup>

このうち昭和54～55年度にかけて行なわれた本殿の半解体保存修理の工事中に、明和2年（1765年）4月の日付の入った鎌金具修理の墨書銘と承応3年正月・文化12年（1816年）3月の日付の入った畳床頭板の墨書銘が発見された。

前者は昭和54年11月20日に鎌金具補修のためはずした本殿東側面内法長押の中央に打付けられていた鎌金具の裏面から発見されたもので（図：写真1）、その内容は資料1に示したとおり「明和元年閏12月から翌2年3月にかけて東照宮大権現（徳川家康）百五拾年の法会に当り鎌金具の修理を行なった」旨が記してある（写真2・3・4）。

この墨書銘の発見により以下のことが考えられる。

1. 墨書銘発見以前推測されていた本殿鎌金具の建立当初のものは、他の建物の鎌金具同様戊辰の役の際、官軍により剥ぎ取られ、現在のものは明治以降に取付けられたとの説は覆された。<sup>⑤</sup>
2. 墨書銘にあるように、東照宮本殿の鎌金具は建立以来今回の修理までに江戸中期に一度修理がなされており、鎌金具に使用されている銅板の厚さが薄いものと厚いものと二種類あること、墨書銘に「御修覆」と記されてあることからその修理の際に全ての金具が新しいものととりかえられたのではなく、建立当初のもので使用可能なものは再用されたと考えるのが妥当である。従って現存の本殿鎌金具には承応三年の建立当初のものと明和2年の修理の際とりかえられたものと二種類の金具が取付けられていると考えることが可能である。

後者は昭和55年5月初旬に本殿内外陣の畳替のため内陣5畳、外陣7畳の計12畳の畳をあげたところ、図2に示したように①・③・⑧・⑨・⑪の五畳の畳裏へりの頭板より発見されたものである（写真5・6・7・8・9）。

このうち資料2に示したように③・⑪の頭板には東照宮創建当初の承応3年正月の銘が、⑧には文化12年3月の銘が発見された。

この墨書銘から次のようなことが考えられる。

1. 仙台東照宮の創建は本殿棟札（国重文付）にも見えるように承応3年3月17日に竣工しているが、本殿の畳は同年正月にすでに出来ていたことがわかる。
2. 本殿の畳は文化12年3月に一度畳替えが行なわれている。
3. 本殿の畳の縁には絹地が使用されているが、その布地には二種類あり、その一方はその破損状況等から明らかに他方より古いものであることがわかる。このことから文化12年のほかにもう一度部分的な畳替えが行なわれた可能性があるし、またその古い縁の布地と同じ文様の布地が本殿内陣の垂れに使用されていることから、創建当初の畳がそのまま残っている可能性も考えられよう。

以上がこの度発見された墨書銘についての概要であるが、これらの保存については文化庁建造物課と協議の結果、前者についてはそのままの形で前の場所に貼り付け保存し、後者については、⑧・⑪の頭板は破損が少ないとからそのまま再用し、他の①・③・⑨の三枚については破損がひどいので本殿内陣内に保存することになった。

なお今回の保存修理については『重要文化財仙台東照宮修理工事報告書』に詳しい。

（渡辺洋一）

〈註〉

- ①. 本殿・唐門・透塀・石鳥居は昭和28年3月31日付で、隨身門・石灯籠は昭和55年1月29日付で国指定重要文化財に、手水舎は昭和39年9月4日付で宮城県指定有形文化財に指定されている。
- ②. 拝殿は昭和10年に放火により焼失し、昭和30年に再建、その部分的修理は成されているものの、今回のような大規模な修理はこれまで記録上はない。
- ③. 昭和52年7月1日～翌53年6月30日まで唐門・透塀の修理が、翌54年1月1日～3月28日までが53.6.12宮城県沖地震に伴う災害復旧が、昭和54年7月1日～翌55年6月30日までが本殿の修理が行なわれた。
- ④『重要文化財仙台東照宮修理工事報告書』参照
- ⑤『重要文化財仙台東照宮本殿保存修理工事に係る国庫補助金申請書』による。
- ⑥・⑦、註④同

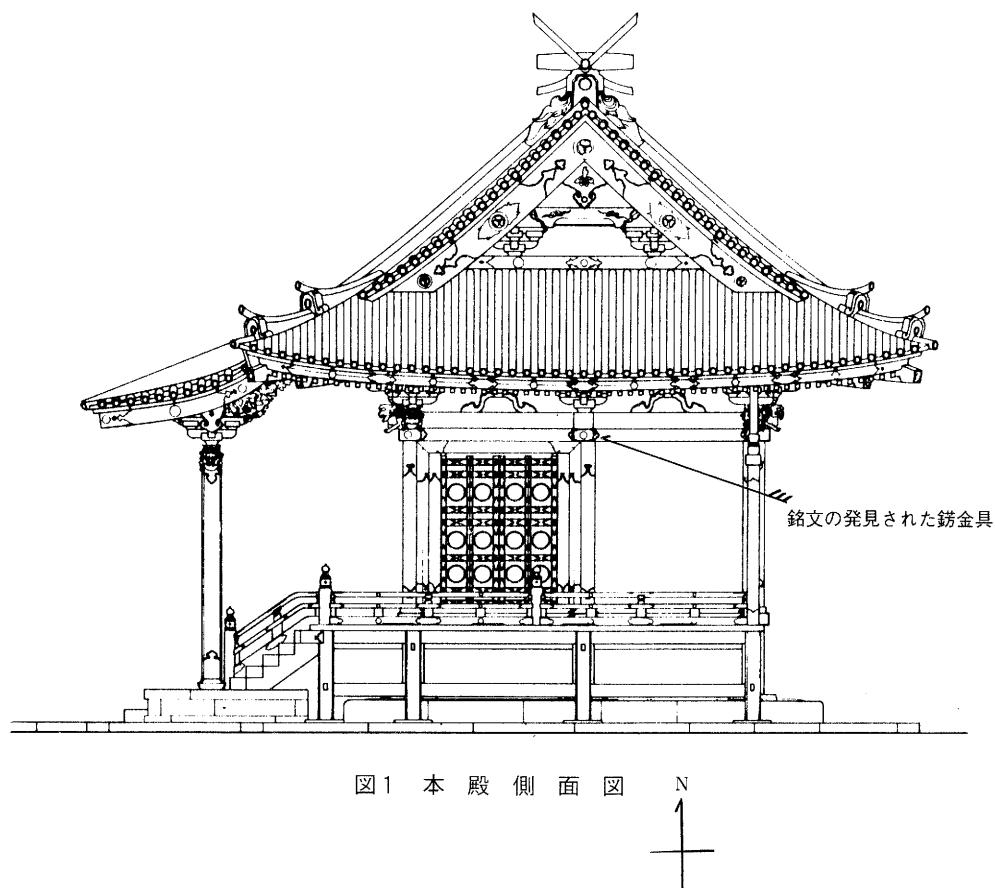


図1 本殿側面図

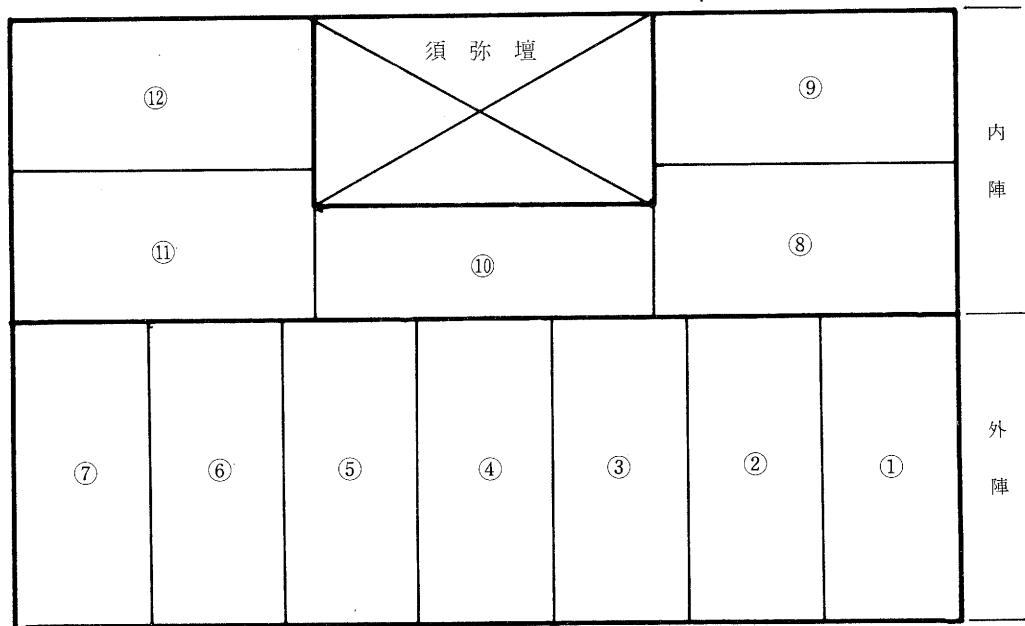
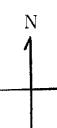


図2 本殿疊位置図

## 資料 I

上 よ

東照宮百五拾年

御法會<sup>ニ</sup>付金物御修覆被

仰付候<sup>ニ</sup>付明和元年閏

十二月<sup>ヨリ</sup>同貳年三月中出来

同四月十七日御法會之□

明和貳年四月十七日

御法會方取切入入司

沼邊左太郎

御鍛治奉行

石川末之丞

同見届

佐々木勘兵衛

御法會方仮棟梁

御鎧師源太郎

同主立

御鎧師六兵衛

常式棟梁

御鎧師増兵衛

## 資料 II

① (南側頭板)

五郎左衛門

③ (南側頭板)

午ノ承應三年正月吉日

刺手 笹木五右衛門

⑧ (東側頭板)

文化十二年三月吉日

貳百年法會<sup>ニ</sup>付惣表替

刺手助右衛門

⑨ (西側頭板)

信六郎

⑪ (東側頭板)

午ノ承應三年正月吉日

刺手 福田賀兵衛

御鎧師源四郎  
御鎧師助左衛門  
御鎧師久左衛門

御町御□  
鎧師藤右御門

御鎧師久左衛門嫡子  
久之丞是<sup>ヲ</sup>書

者也

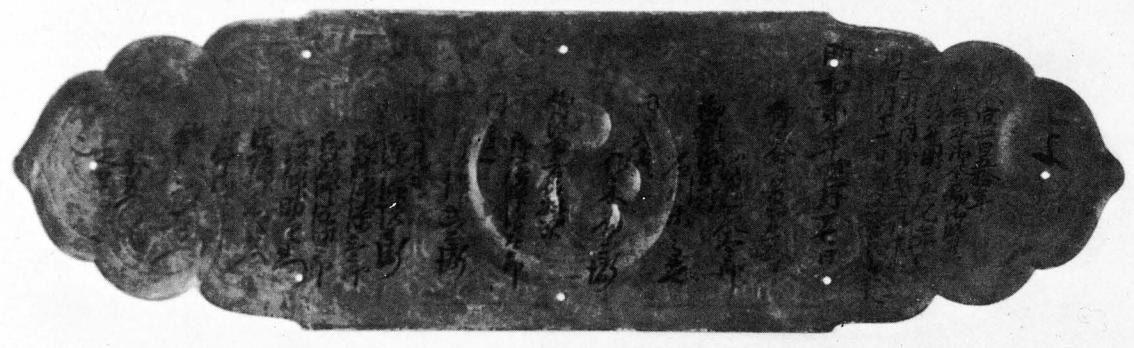


写真1 鎔 金 具 銘 文



写真6 (11)

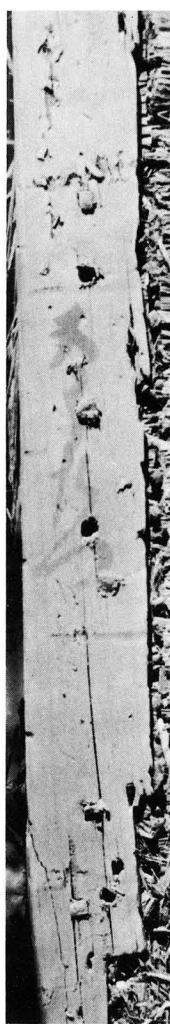


写真5 (9)



写真4 (8)  
頭 板 銘 文



写真3 (3)

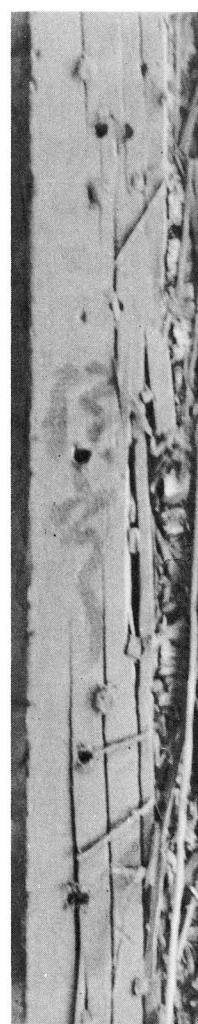


写真2 (1)